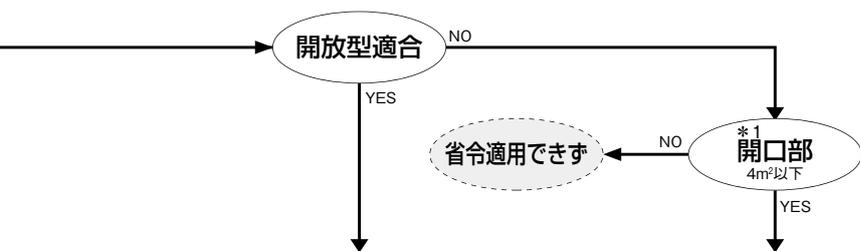


適用できる建築構造上の要件

1. 主要構造部が耐火構造であること。(平成17年消防庁告示第2号第3の1関係)
2. 共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料であること。(平成17年消防庁告示第2号第3の2関係)
3. 住戸等は、原則として開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。開口部並びに床を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、一定の要件を満たすこと。(平成17年消防庁告示第2号第3の3関係)
4. 特定光庭が存する場合における当該特定光庭に面する開口部及び給湯湯沸設備等に関する基準に合致していること。(平成17年消防庁告示第2号第4の2関係)

<ご注意>

- 設置に関する詳細は、総務省令第40号(平成17年3月25日公布・平成17年総務省令第40号)(平成17年3月25日公布・平成17年消防庁告示第2号)(平成17年3月25日公布・平成17年消防庁告示第4号)をご確認ください。運用については、所轄消防署へご確認ください。
- 共同住宅用スプリンクラー設備設置の部分には屋内消火栓設備の設置は不要です。



開放型 特定共同住宅等	その他の 特定共同住宅など	二方向避難型 特定共同住宅等 (非開放)	非二方向避難 非開放型 特定共同住宅
<p>廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるもの。</p>	<p>「二方向避難型特定共同住宅等」「開放型特定共同住宅等」「二方向避難・開放型特定共同住宅等」以外の特定共同住宅。</p>		
<p>*2 内装制限等 実施</p> <p>共同住宅用 スプリンクラー設備</p> <p>15階以上</p> <p>共同住宅用 自火報設備</p> <p>14階以下</p> <p>●屋内消火栓設備*4 ●誘導灯及び誘導標識*4</p>	<p>*1 開口部面積 4㎡以下など</p> <p>共同住宅用 スプリンクラー設備</p> <p>11階以上</p>		
<p>*2 内装制限等 実施せず</p> <p>共同住宅用 スプリンクラー設備</p> <p>11階以上</p> <p>共同住宅用 自火報設備</p> <p>10階以下</p> <p>●屋内消火栓設備*4 ●誘導灯及び誘導標識*4</p>	<p>10階以下</p> <p>共同住宅用 自火報設備</p> <p>●屋内消火栓設備 (共同住宅用スプリンクラー設備設置階は免除) ●誘導灯及び誘導標識</p>		<p>開口部面積 4㎡超</p> <p>省令40号通知 非対応</p>
<p>全階</p> <p>共同住宅用 自火報設備</p> <p>●屋内消火栓設備*4 ●誘導灯及び誘導標識*4</p>	<p>*1 開口部面積 4㎡以下など</p> <p>共同住宅用 自火報設備</p> <p>全階</p> <p>●屋内消火栓設備 ●誘導灯及び誘導標識</p>		<p>消防法施行令 第21条 適用</p> <p>非開放型共同住宅においては開口部合計が4㎡以下しか省令40号適用は認められません。</p>
<p>全階</p> <p>住戸用 自火報設備</p> <p>共同住宅用 非常警報設備</p> <p>●屋内消火栓設備*4 ●誘導灯及び誘導標識*4</p>			

*3 【構造類型】 構造類型の詳細については平成17年消防庁告示第3号をご参照ください。

*4 福祉施設部分を含む特定共同住宅は、免除部分が異なります。